

# 最近発行された国債の概要

国債には、昭和41年度から発行されたいわゆる建設国債のほかに、戦争犠牲者に対する弔慰金、給付金として戦没者の遺族や引揚者等に交付される交付国債、国際通貨基金やアジア開発銀行等国際機関に出資のため発行する出資国債、さらに政府が外国で外貨表示で発行した外貨国債等種々の国債がある。新規国債については、前に述べたので、ここでは、前回の国債特集（第214号）以後発行された主要な国債について、その概要を説明することとしたい。

## 1. 第四回特別給付金国庫債券

### （1）発行の経緯

政府は、戦没者等の遺族に対しては、従来、戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法により、できる限りの援護措置を講じてきたが、とくに戦没者の妻に対しては戦後のいい知れない労苦を慰藉する趣旨で、昭和38年に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」（法律第61号）を制定、遺族年金等とは別に特別給付金として20万円を国債で支給してきたが、当該国債は、昭和48年4月にその最終償還期を迎えた。

このため、これらの者に対し今後国が如何なる処遇をなすべきかにつき、遺族等特別給付金問題懇談会に厚生大臣が検討を依頼したところ、昭和47年7月に、戦没者等の妻は今や老境を迎え、最愛の夫を失ったことによる寂寥感や哀切の念は益々深まっていくなどの特別の事情にあることを勘案して、今後も引き続き特別給付金制度を継続すべきである旨の報告が出された。

政府は、この報告の趣旨を尊重して「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律」（昭和48年法律第64号）を制定し、継続の措置をとるとともに、特別給付金については経済情勢等を勘案し、従来の20万円から60万円に増額して支給することとした。

### （2）特別給付金の支給対象

今回の特別給付金の支給対象者は、昭和12年7月7日以後公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり死亡した者の妻であつて、前回の特別給付金を受ける権利を取得した日から10年（昭和38年10月1日の権利取得者は9年6月）を経過した日において、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金、特例遺族給与金、旧令共済殉職年金又は各省共済殉職年金のいずれかを受ける権利を有する者である。

なお、前回の特別給付金を受ける権利を時効により失つた

戦没者の妻であつても、当該権利を取得した日から10年を経過した日において、上記年金等を受ける権利を有する者は、今回の特別給付金の支給対象者となる。

### （3）発行条件等

イ 今回の特別給付金60万円については、10年以内に償還される記名国債を交付することになっているが、昭和48年発行とされるものの発行条件等は、次のとおりである。

- |            |                                                      |
|------------|------------------------------------------------------|
| (イ) 名称     | 第四回特別給付金国庫債券（い号）                                     |
| (ロ) 額面金額   | 60万円券の一種                                             |
| (ハ) 交付価格   | 額面金額100円につき100円                                      |
| (ニ) 利率     | 無利子                                                  |
| (ホ) 償還年限   | 10年以内                                                |
| (ヘ) 元金償還方法 | 発行の日から10年間に均等償還の方法により毎年4月30日及び10月31日に支払う             |
| (ト) 発行日    | 昭和48年5月1日                                            |
| (チ) その他    | 第四回特別給付金国庫債券は、登録及び譲渡、担保権の設定（政令で定める場合を除く。）をすることができない。 |

ロ 特別給付金を受ける権利は、3年間に請求を行わないときは、時効によつて消滅する。

ハ 租税、その他の公課は、特別給付金を標準として課することができない。特別給付金に関する書類及び第四回特別給付金国庫債券の譲渡又は、同国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

ニ 第四回特別給付金国庫債券（い号）の発行予定件数は415,000件、発行予定額は2,490億円であり、昭和49年7月までの発行実績は、217,582件、130,549百万円となつている。

### （4）昭和49年度の支給範囲拡大

イ 昭和49年5月戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和49年法律第51号）が制定され、新たに満州事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の妻であつたことにより公務扶助料または遺族年金を受ける権利を有する者に対し、特別給付金として60万円を国債で支給することとされた。

ロ これに伴う国債は、第四回特別給付金国庫債券（ろ号）とし、昭和49年11月1日発行、その他の条件は、い号に同じ。発行予定件数は、650件、発行予定額は、390百万円となつている。

## 2. 第五回特別給付金国庫債券

### (1) 発行の経緯

政府は、戦没者等の遺族に対しては、従来、戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法により、できる限りの援護措置を講じてきたが、とくに戦没者の父母等に対しては、戦後のいい知れない労苦を慰藉する趣旨で、昭和42年に「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」（法律第57号）を制定し、遺族年金とは別に特別給付金として10万円を国債で支給してきたが、当該国債は、昭和47年5月にその最終償還期を迎えた。

このため、これらの者に対し今後国が何如なる処遇をなすべきかにつき、遺族等特別給付金問題懇談会に厚生大臣が検討を依頼したところ、昭和47年7月に、これらの者は今や老境を迎え、最愛の子や孫をすべて失ったことによる寂寥感や哀切の念が益々深まっていくなど特別の事情にあることを勘案して、戦没者等の妻と同様今後も引続き特別給付金制度を継続すべきである旨の報告が出された。

政府は、この報告の趣旨を尊重して「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律」（昭和48年法律第64号）を制定し、継続の措置をとるとともに、特別給付金については経済情勢等を勘案し、従来の10万円から30万円に増額して支給することとした。

### (2) 特別給付金の支給対象

今回の特別給付金の支給対象者は、昭和12年7月7日以後公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり死亡した者の父母又は祖父母であつて、前回の特別給付金を受ける権利を取得した日から5年（昭和42年4月1日又は同年10月1日の権利取得者は6年又は5年6月）を経過した日において、公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金、特例遺族給与金、旧令共済殉職年金又は各省共済殉職年金のいずれかを受ける権利を有する者である。

なお、前回の特別給付金を受ける権利を時効により失った戦没者の父母又は祖父母であつても、当該権利を取得した日から5年を経過した日において、上記年金等を受ける権利を有する者は、今回の特別給付金の支給対象者となる。また、戦没者の父母又は祖父母で、遺族年金又は遺族給与金の受給権（満60才以上）がない者及び公務扶助料又は旧令共済殉職年金等を先順位の受給権者（戦没者の妻）がいるため、現実に受給していない者も、特別給付金の支給対象者となる。

### (3) 発行条件等

イ 今回の特別給付金30万円については、5年以内に償還される記名国債を交付することになっているが、昭和48年発行とされるものの発行条件等は、次のとおりである。

(1) 名称 第五回特別給付金国庫債券（い号）

(ロ) 額面金額 30万円券の一種  
(ハ) 交付価格 額面金額100円につき100円  
(ニ) 利率 無利子  
(ホ) 償還年限 5年以内  
(ヘ) 元金償還方法 発行の日から5年間に均等償還の方法により、毎年9月14日に支払う。  
(ト) 発行日 昭和48年5月1日  
(チ) その他 第五回特別給付金国庫債券は、登録及び譲渡、担保権の設定（政令で定める場合を除く。）をすることができない。

ロ 特別給付金を受ける権利は、3年間請求を行わないときは、時効によつて消滅する。

ハ 租税、その他の公課は、特別給付金を標準として課することができない。特別給付金に関する書類及び第五回特別給付金国庫債券の譲渡又は、同国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

ニ 第五回特別給付金国庫債券（い号）の発行予定件数は12,000件、発行予定額は3,600百万円であり、昭和49年7月までの発行実績は9,638件、2,891百万円となつている。

### (4) 昭和49年度の支給範囲拡大

イ 昭和49年5月戦傷病者戦没遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和49年法律第51号）が制定され、新たに満洲事変以後日華事変前に公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人の父母又は祖父母であつたことにより公務扶助料又は遺族年金を受ける権利を有する者に対し、特別給付金として30万円を国債で支給することとされた。

ロ これに伴う国債は、第五回特別給付金国庫債券（ろ号）とし、昭和49年10月1日発行 5年均等毎年5月15日償還、その他の条件は、い号に同じ。発行予定件数10件、発行予定額は3百万円である。

ハ なお、昭和44年に戦没者の父母又は祖父母に対する特別給付金を受ける権利を取得したもので、昭和49年5月15日に第三回特別給付金国庫債券（ろ号）の最終償還を受けたものについて、昭和49年10月1日現在で、公務扶助料、又は遺族年金を受ける権利を有する者に特別給付金として30万円を国債で支給することとされた。

ニ これに伴う国債は、第五回特別給付金国庫債券（ろ号）とし、昭和49年10月1日発行、5年均等毎年5月15日償還、その他の条件は、い号に同じ。発行予定件数1,000件、発行予定額300百万円。

## 3. 国際通貨基金通貨代用証券

### (1) 発行の経緯

国際通貨基金（IMF）は、通貨に関する国際協力を推進するとともに、為替相場の安定及び多角的支払制度の樹立を

通じて国際貿易を拡大し、究極的には世界経済の発展をもたらすことを使命としているが、わが国は、昭和27年8月に加盟、当初出資として250百万ドルの出資以来、IMFの資金需要の拡大に伴い、昭和34年、昭和41年及び昭和45年に経済成長を反映した追加出資を行い世界経済及び国際貿易の発展に寄与してきた。

わが国の出資総額は、IMFクォータ29,139.4百万SDR（1SDR=約1.2ドル）の4.1%にあたる1,200百万SDRで、加盟126か国のうち、米、英、西独、仏について5番目の出資となつている。

IMFに対する出資額は、その25%は金により、残りの75%は自国通貨すなわち円貨で払込むことになつており、更に

このうち74.75%は無利子、譲渡禁止の債務証書（国債）でよいこととされている。

わが国の出資額の払込状況及び現況は、（別表1）の通りである。

## （2）IMFに対する出資方法の改正

IMFに対する出資に充てるために交付する国債は、昭和44年度までは他の出資国債と同様、一般会計の負担において、したがつて、その償還は一般会計の歳入をもつて支弁することとして、その償還にあつては、国債整理基金特別会計の歳入歳出を通じて行われてきたが、わが国の国際収支、外貨準備の改善等による経済的地位の向上に伴い、出資国債

（別表1）わが国の出資額の払込状況

（単位 百万円、（ ）書はドル）

| 出資年月日                               | 出資等の区分 | 出資総額                         | 払込内訳                      |                            |                    | 備考                                                                                                      |                  |               |
|-------------------------------------|--------|------------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------|
|                                     |        |                              | 金(25%)                    | 本邦通貨(75%)                  |                    |                                                                                                         |                  |               |
|                                     |        |                              |                           | 国債(74%)                    | 現金(1%)             |                                                                                                         |                  |               |
| 27. 6. 24<br>27. 8. 11<br>28. 5. 15 | 当初出資   | ( 250)<br>90,000             | ( 62.5)<br>22,500         | ( 185)<br>66,596           | ( 2.5)<br>904      |                                                                                                         |                  |               |
| 34. 8. 27<br>34. 9. 22              |        |                              | 第1次増資                     | ( 250)<br>90,000           | ( 62.5)<br>22,500  |                                                                                                         | ( 185)<br>66,600 | ( 2.5)<br>900 |
| 41. 3. 18<br>41. 3. 25              |        |                              |                           |                            |                    |                                                                                                         |                  |               |
| 45. 10. 30                          | 第3次増資  | ( 475)<br>171,000            | (118.75)<br>42,750        | (351.5)<br>126,540         | (4.75)<br>1,710    |                                                                                                         |                  |               |
| 計                                   |        | (1,200)<br>432,000           | ( 300)<br>108,000         | ( 888)<br>319,676          | ( 12)<br>4,324     | 払込レート 1ドル=360円                                                                                          |                  |               |
| 47. 5. 4<br>計                       | 通貨調整   | △ 35,540<br>396,460          | △ 14,512<br>93,488        | △ 21,028<br>298,648        | 0<br>4,324         | 出資総額の積算内訳<br>1ドル=0.921053SDR<br>1円=0.921053/304.30円=0.00302679SDR<br>12億SDR/0.00302679=396,459,599,523円 |                  |               |
| 47. 5. 10<br>計                      | "      | 650<br>397,110               | 243<br>93,731             | -<br>298,648               | 407<br>4,731       | 1ドル=0.921053SDR<br>1円=0.921053/304.80円=0.00302183SDR<br>12億SDR/0.00302183=397,110,360,278円              |                  |               |
| 48. 5. 4<br>計                       | "      | △ 12,840<br>384,270          | △ 5,673<br>88,058         | △ 7,167<br>291,481         | △ 0<br>4,731       | 1ドル=0.828948SDR<br>1円=0.828948/265.45円=0.00312280SDR<br>12億SDR/0.00312280=384,270,526,450円              |                  |               |
| 49. 5. 7<br>計                       | "      | 16,285<br>(1,200)<br>400,555 | 7,508<br>( 300)<br>95,566 | 8,777<br>( 897)<br>303,987 | -<br>( 3)<br>1,002 | 1ドル=0.828948SDR<br>1円=0.828948/276.70円=0.00299584SDR<br>12億SDR/0.00299584=400,555,436,872円              |                  |               |

（注）1. 単位未満四捨五入。

2. 通貨調整欄は、金…評価損（△）益、国債…増払込、（△）返還（無償消却）、現金…増払込、（△）返還。

3. 国債による払込み割合74%→74.75%（現金1%→0.25%）に変更（49.1.30理事会決定）により49.2.22から実施。

の償還も巨額に上るに至つたこと、またSDRの発足に伴い、IMFとわが国との取引が複雑かつ煩雑になつてきたことなどを勘案し、昭和45年第3次増資に際し、「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和27年法律第191号）」が改正され、従来の出資方法は、次の通り改められた。

#### イ 負担会計の改正

従来一般会計の負担による出資を外国為替資金特別会計の負担に移し、本邦通貨に代えて発行する出資国債の発行及び償還は、歳入歳出外の外国為替資金の運用として行うこととされた。

通貨代用国庫債券は、IMFとの取引において本邦通貨に代わる手段として利用するため発行するものであり、これまではこの出資に充てる国債の発行及び償還は1回限りの措置とされてきたが、この改正により発行及び償還が反復して行うことができることとされたことによつて、通貨代用国庫債券は完全にIMFとの間における本邦通貨の供給及び回収の手段となり、そして償還は現金の代替手段である国債と現金との交換の性格をもつことになつたものといえる。

このような特徴から歳入歳出外の外国為替資金の運用として行うこととしたが、これは、その発行及び償還を機動的、弾力的に行い、IMFとの間における本邦通貨の供給・回収の操作を迅速適確に行うためにも必要であるで、その償還を歳入歳出外として経理することとしたものである。それと同時に、IMFに対する出資が国際通貨制度上の金融機能の充

実強化に充てられるという特殊な性格にかんがみ、なるべく一般財源に依存しないこととしたものである。

#### ロ 日本銀行による出資国債の買取要件の改正

IMFから国債の償還請求があつた場合、従来は、政府に償還財源がないとき、又は緊急やむを得ないときに限り、日本銀行に買取命令を行うことができるとされていたが、一定金額（わが国の出資総額の74.75%）の範囲内であれば、原則的に日本銀行に買取りを命ずることができることとし、一方、IMFから余裕円貨を取得したとき、又は他の加盟国の通貨を買入れたときは、直ちに日本銀行の買取証券を償還することとされた。

#### ハ 円資金取得証券の発行規定の新設

従来の国債は、出資の払込又は他の加盟国通貨を買入れる場合に発行することとなつていたが、新たにIMFに回収された余裕円貨を取得するための発行が認められた。

#### ニ 国債の名称変更

IMF取引は、比較的短期間に行われ、したがつて出資国債の発行及び償還は反復回転することとなるから、国債の名称も従来の「基金通貨代用国庫債券」を「基金通貨代用証券」に改めた。

#### （3）出資国債の発行及び償還状況

基金通貨代用証券の年度別の発行及び償還状況は、（別表2）の通りである。

（別表2） IMF出資国債の発行及び償還状況

イ. 昭和28年度～昭和44年度実績

（単位 百万円）

| 年 度     | 出 資 国 債         |                |            | 日 銀 買 取 国 債 |        |                               | 出資国債残高<br>(A+B) |
|---------|-----------------|----------------|------------|-------------|--------|-------------------------------|-----------------|
|         | 発 行 額           | 償 還 額          | IMF保有残高(A) | 買 取 額       | 償 還 額  | 買取国債残高(B)                     |                 |
| 28      | 当初 66,596       | —              | 66,596     | —           | —      | —                             | 66,596          |
| 29 ~ 33 | —               | —              | 66,596     | —           | —      | —                             | 66,596          |
| 34      | 第1次増資<br>66,600 | —              | 133,196    | —           | —      | —                             | 133,196         |
| 35      | —               | —              | 133,196    | —           | —      | —                             | 133,196         |
| 36      | —               | 19,800         | 113,396    | 19,800      | —      | 19,800<br>(37.4.10)<br>(買入消却) | 133,196         |
| 37      | —               | 2              | 113,394    | —           | 19,800 | —                             | 113,394         |
| 38      | —               | 12             | 113,382    | —           | —      | —                             | 113,382         |
| 39      | —               | 8,144          | 105,238    | —           | —      | —                             | 105,238         |
| 40      | 第2次増資<br>59,940 | 15,300         | 149,878    | —           | —      | —                             | 149,878         |
| 41 ~ 43 | —               | —              | 149,878    | —           | —      | —                             | 149,878         |
| 44      | —               | 78,474         | 71,404     | 46,368      | —      | 46,368                        | 117,772         |
| 計       | 193,136         | (a)<br>121,732 | 71,404     | 66,168      | 19,800 | (b)<br>46,368                 | 117,772         |

（注） 1. IMF加盟措置法の一部改正（昭45法22）により、45年度からIMF出資は、従来の一般会計から外為会計の負担に移され、その国債の発行及び償還は、歳入歳出外の外為資金の運用により行われることとなつた。

2. 出資国債残高 = IMF保有残高 + 日銀買取残高

3. a - b = 75,364百万円は、一般会計による償還額に相当する。

(別表2) IMF出資国債の発行及び償還状況(続)

ロ. 昭和45年度～昭和48年度実績

(単位 百万円)

| 年 度   | I M F 保 有 国 債           |         |              |                   |            | 日 本 銀 行 保 有 国 債 |              |            | 出資国債<br>残 高<br>(A + B) |
|-------|-------------------------|---------|--------------|-------------------|------------|-----------------|--------------|------------|------------------------|
|       | 発 行 額                   |         | 償 還 額<br>(△) | 通貨調整に伴<br>う返還額(△) | 残 高<br>(A) | 買 取 額           | 償 還 額<br>(△) | 残 高<br>(B) |                        |
|       | 出 資 分                   | 余裕円取得分  |              |                   |            |                 |              |            |                        |
| 44年度末 | 193,136                 | 71,404  |              |                   | 71,404     | 46,368          |              | 46,368     | 117,772                |
| 45    | 第3次増資<br>126,540        | 113,278 | △ 12,600     | —                 | 298,622    | 12,600          | △ 58,968     | —          | 298,622                |
| 46    | —                       | 83,771  | △ 140,896    | —                 | 241,497    | 140,896         | △ 83,771     | 57,125     | 298,622                |
| 47    | —                       | 42,078  | △ 51,409     | △ 21,028          | 211,138    | 72,437          | △ 63,106     | 66,456     | 277,594                |
| 48    | —                       | 36,092  | △ 24,291     | △ 7,167           | 215,772    | 31,458          | △ 43,259     | 54,655     | 270,427                |
| 計     | 126,540<br>(累計) 319,676 | 346,623 | △229,196     | △ 28,195          | 215,772    | 303,759         | △249,104     | 54,655     | 270,427                |

(注) 1. 出資額累計(319,676百万円)と残高(270,427百万円)との差(49,249百万円)は通貨調整による。

減(28,195百万円)と純償還額(\*21,054百万円、他国が円を引出して未だIMFに返済していない円残高)の和に等しい。

\*75,364百万円(イ注3参照)－(45年度113,278百万円－58,968百万円)＝21,054百万円

2. 出資国債残高＝前年度末残高＋IMF繰発行額＋日本銀行償還額(△)

## 4. アフリカ開発基金通貨代用国庫債券

## (1) 設立の経緯

アフリカには、昭和39年にアフリカ諸国の経済的開発及び社会的進歩に寄与することを目的としたアフリカ開発銀行が設立されているが、同銀行はメンバーシップを域内国に限定したため、その資金規模が比較的小さく、また通常の条件による融資を行うものであるために緩和された条件の融資を必要とするいわゆる開発途上国の多いアフリカ諸国の期待には必ずしも十分応え得なかつた。そこで同銀行は、先進国に対してその活動を援助することを要請し、昭和41年以来OECD(経済協力開発機構)DAC(開発援助委員会)に参加する先進国との間で検討が重ねられた結果、緩和された条件による融資を行う機関として新たにアフリカ開発基金(AfDF)が設立されることになり、これに伴う設立協定は、昭和48年6月30日発効、同基金は同年8月1日から営業が開始された。

## (2) 出資額及び払込方法

イ AfDFの出資は、昭和49年5月末現在で、アフリカ

開発銀行のほか域外国13か国、出資総額は約78百万計算単位(注、計算単位とは純金0.81851265gの価値を有する1計算単位をいう)となっており、うちわが国の出資額は、15百万計算単位で、参加国のうちのカナダと並ぶ最大の出資額となっている。

ロ 出資額の払込みは、自由交換可能通貨により3年間に3回均等分割して行うものとし、AfDFが業務運営上必要としないときは、加盟国政府等が発行する債務証書で行うることになっている。

わが国は、協定及びアフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和48年法律第38号)に基づき、昭和48年度に初年度分の払込みとして出資総額の3分の1にあたる5百万計算単位に相当する金額1,474百万円(注1)の国債を発行し、払込みを行つた。昭和49年度は、5百万計算単位に相当する金額1,711百万円(注2)の国債を発行する予定である。

(注1)  $500 \text{ 万計算単位} \times 265.30 \text{ 円 (昭和48年8月31日 (払込日) の東京市場セントラルレート)} \times \frac{100}{90} \left( \frac{42.22222}{38} \text{ ドル} = \frac{0.736662 \text{ g}}{0.81851265 \text{ g}} \right)$

(注2)  $500 \text{ 万計算単位} \times 308 \text{ 円} \times \frac{100}{90}$